

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月27日
【会社名】	株式会社ワールド
【英訳名】	WORLD CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 上山 健二
【本店の所在の場所】	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1
【電話番号】	OFFICE 070-1256-0671
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 中林 恵一
【最寄りの連絡場所】	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1
【電話番号】	OFFICE 070-1256-0671
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 中林 恵一
【縦覧に供する場所】	株式会社ワールド（東京支店） （東京都港区北青山三丁目5番10号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

2019年6月26日開催の当社第61回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2019年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭といたします。

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金50円、配当総額1,664,303,250円

剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

当社が発行したA種優先株式の全株式の消却、および普通株式の一部消却を踏まえ、A種優先株式に関する定款の定めを削除し、発行可能株式総数の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く。）として、寺井秀蔵、上山健二、畑崎充義、一條和生、鈴木政士及び佐藤秀哉を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、高月禎一、鈴木修司、関美和を選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役として鈴木政士を選任するものであります。

第6号議案 取締役賞与の支給の件

当期末時点の取締役3名（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対し、取締役賞与を総額30,000,000円を支給するものであります。

第6号議案の修正議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役3名（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対し、取締役賞与を総額30,000,000円を上限として支給するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	239,709	1,212	-	(注)1	可決 99.16
第2号議案	239,810	1,102	-	(注)2	可決 99.20
第3号議案				(注)3	
寺井 秀蔵	239,508	1,414	-		可決 99.08
上山 健二	239,629	1,293	-		可決 99.13
畑崎 充義	239,615	1,307	-		可決 99.12
一條 和生	239,574	1,348	-		可決 99.10
鈴木 政士	239,594	1,328	-		可決 99.11
佐藤 秀哉	239,582	1,340	-		可決 99.11
第4号議案				(注)3	
高月 禎一	238,639	2,282	-		可決 98.72
鈴木 修司	239,636	1,285	-		可決 99.13
関 美和	239,603	1,318	-		可決 99.11
第5号議案				(注)3	
鈴木 政士	239,650	1,272	-		可決 99.13
第6号議案の修正議案(注)4	155,670	83,165	2,087	(注)1	可決 64.39 (注)5

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

- 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
- 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
- 第6号議案については、第6号議案の修正動議を先に採決し、可決されたことから、原案は否決したものと取り扱った。
- 本株主総会当日出席の株主のうち賛成の確認ができた株主の議決権数に基づく。なお、第6号議案については、本株主総会前日までに書面により事前に行使された議決権のうち、原案に対して賛成したものは修正議案に対しては反対、原案に対して反対したものは修正議案に対して棄権したものと、それぞれ取り扱った。
- 賛成割合の算定に当たっては、事前行使の無効票分についても議決権の数に参入している。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上